

高自整振発第 27-41 号
平成 27年 10月 7日

会 員 各 位

一般社
団法人 高知県自動車整備振興会

会 長 下 村 宰

平成27年度自動車分解整備事業

整備主任者の定期法令研修実施について

標記の研修を下記により実施する旨、四国運輸局高知運輸支局より連絡がありましたので、ご通知致します。

この研修は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第6号の規定に基づくものであり、自動車分解整備事業の運営適正を図るとともに、整備主任者の能力を保持向上させる事により自動車の保安確保と公害防止に寄与することを目的としたもので、誠に重要なものであります。

整備主任者の方々は、万障お繰り合わせのうえ、必ず出席されるようご通知致します。

尚、「自動車整備士手帳」をお持ちの方は、当日受付に提出して頂ければ、手帳に研修を修了した事を証明致します。

※ 今回の研修は「**法令研修**」です。

ディーラー、振興会等の実施する「技術研修」とは別です。

整備主任者は、年2回「技術」「法令」の研修を受講しなければなりません。

記

1. 研修対象者 現在認証・指定工場にて選任されている全ての整備主任者。
(検査員にも選任され、平成27年度検査員研修を受講している者は除く。)
尚、当研修を同一事業場で複数の受講者が受講される事となる場合は、両日に分けて受講されるようご配慮下さい。
2. 研修日時・場所 別紙の通り
3. 研修の方法 定期研修
4. 講 師 高知運輸支局
5. 受 講 料 「資料代」1事業場 1300円
「管理費」1 名 600円 } 1900円です。

☆ 「管理費」は受講者全員が必要です。

⑨ 但し、この資料は四国運輸局のホームページに掲載されておりますので、印刷して持参された方は、購入しなくても結構です

6. 注意事項

- (1) 筆記用具をご持参下さい。
- (2) 資料代等は当日必ずご持参下さい。
- (3) 受講に当たっては、受付で事業場名と受講者の氏名を本人がご記入下さい。
名簿に氏名が記載されていない者は、受講しなかったものとして処理されます
のでご注意下さい。
- (4) 会場での受け付けの際は、受講料は各個人が各々お支払ください。

※ 研修資料は1事業場各1冊となりますので、複数名受講される場合は、最初に受講された方が購入した資料を再使用して下さい。

研修日時	研修会場	研修受講対象者の地区名	研修の時間
平成27年11月 9日(月)	JA高知はた 4F 大ホール	清水、幡西、中村、幡東、 北幡地区	13:30～16:00
平成27年11月13日(金)	須崎市立市民文 化会館 大会議室B	窪川、中土佐、須崎・葉山、 津野山地区	13:30～16:00
平成27年11月14日(土)	高知県自動車 整備振興会	高知中央、大津・布師田地区	9:30～12:00
		高知東、一宮地区	13:30～16:00
平成27年11月16日(月)	野市中央公民館 2F 第1・2研修室	香南、香美地区	13:30～16:00
平成27年11月24日(火)	安芸市民会館 4号室・5号室	安芸、室戸・東洋地区	13:30～16:00
平成27年11月28日(土)	高知県自動車 整備振興会	高知西、高知北、春野、嶺北、大豊	9:30～12:00
		高知南、南国地区	13:30～16:00
平成27年11月30日(月)	高知県立高知青少 年の家 2F大集会室	高吾東、高吾西、土佐、 いの地区	13:30～16:00